

令和6年4月5日

保護者様

川崎市立南菅中学校
校長 野島 隆行

地震発生時の生徒の安全確保について

日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と生徒の下校措置について、川崎市教育委員会より出された通知を再度お知らせいたします。

本校では、こうした災害発生時に限らず、生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合

【臨時休業】

すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業にいたします。

地震発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が授業日ではないとき（夏季休業中や振替休日など）は、部活動等の生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

【生徒の下校】

授業など学校での教育活動中に発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童生徒を学校に留め置き、保護者に引き渡すことが原則になります。

川崎市立中学校、高等学校においては、保護者とあらかじめ合意した方法で下校させることになります。（年度初めに調査した下校方法の確認をお願いします。）

上記の川崎市教育委員会通知を踏まえて対応していきたいと思っておりますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。なお、上記記載以外の本校としての措置につきましては次のとおりです。

1. 休日の部活動時に地震が発生した場合は、直ちに活動を中止し、登校している全生徒を校庭に集めた後、状況を判断した上で出勤職員が下校指導を行います。
2. 震度5弱以下の場合や、地震の被害による大規模停電等の災害の場合は、地域や保護者の状況を踏まえて判断し対応してまいります。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（TEL 9 4 4 - 5 3 0 7）までご相談ください。